

令和7年

熊野町農業委員会

議事録

第4回

熊野町農業委員会

令和7年第4回 熊野町農業委員会

1. 開催日時 令和7年5月20日(火) 午前9時

2. 開催場所 役場3階 303会議室

3. 出席委員(10人)

委員	1番	近藤 秀樹
委員	2番	橋川 勝則
委員	3番	住川 由子
委員	4番	庄賀 深雪
委員	5番	福垣内 信行
委員	6番	中村 家隆
委員	7番	井尻 隆雄
委員	8番	菅尾 寛治
会長職務代理者	9番	木原 哲男
会長	10番	空田 忠

4. 欠席委員

5. 農地利用最適化推進委員

委員	荒滝 直洋
----	-------

6. 議事録署名委員(2人)

委員	7番	井尻 隆雄
委員	8番	菅尾 寛治

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	中原 幸成
主査	松田 修典
主任主事	末田 絵里子

## 会議の概要

議長	ただいまの出席委員は10名です。熊野町農業委員会会議規則第6条の規定による定足数に達していますので、ただ今から令和7年第4回熊野町農業委員会を開会します。会議規則第13条の議事録署名者2名について、こちらから指名します。7番 井尻委員、8番 菅尾委員を指名します。それでは、議事日程に従って審議に入ります。事務局より、議案の朗読をさせます。
事務局	(議事日程 朗読)
議長	日程第1、議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	議案第5号の農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明をさせていただきます。場所は新宮地区の農地で、〇〇〇〇、〇〇〇〇を〇〇〇〇から〇〇〇〇方面に向け200m程進んだ右手にある田2筆となり、現在は休耕となっております。譲渡人が高齢となり、今後耕作が不能となったため当該地での耕作を希望する譲受人に譲渡することになりました。今後、畑として枝豆や黒豆等を作付される予定とされており、申請内容を審査した結果、周辺の農地に影響を及ぼすこともないと見込まれるため許可相当であると判断をしております。説明は、以上でございます。ご審議のほど、よろしくをお願いします。
議長	ありがとうございました。ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。荒滝委員、お願いします。
荒滝委員	事務局と5月16日に現地で確認を行いました。申請地は新宮地区にある〇〇〇〇から〇〇〇〇に向かう道路沿いにある田2筆で、現況は休耕の状態となっております。草が腰丈ほど伸びていましたが、草刈りを行えば耕作が可能と思われる状況でした。権利移転後は譲受人が枝豆や黒豆を作付けされる予定であり、適正な管理が望めることから許可相当であると思われま。以上です。
議長	ありがとうございました。当案件について何か質問はありませんか。
住川委員	隣接する周辺農地が、今後資材置場になる計画があるかと思いますが、道路で隔ててあるわけでもなく、畦道で隔てるだけで農地としての住み分けは

	できるのでしょうか。
事務局	当該地を含む周辺農地は、元々高低差がある農地で、資材置場の計画も資材置場側が一段高く当該農地側が一段低く高低差がつくという情報は聴き取っています。また、転用の申請時には被害防除措置計画書の提出を求めており、当資材置場の被害防除措置計画書も提出を頂いております。ただ、隣接することによって変わりはないので、周辺農地へ影響が及ばないように資材置場建設業者へ対して、農業委員会からだけでなく開発等の関係各課からも被害防除措置について努めていただくよう話を継続していく必要があると考えています。
住川委員	わかりました。被害防除措置等の適切な指導を引き続きお願いします。
議長	他に何か質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)
議長	質問がないようですので、お諮りします。日程第1、議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご異議はありませんか。
議場	(全員：異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、日程第1、議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。続いて、日程第2、議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題にしたいと思えます。事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	議案第6号の農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明をさせていただきます。場所は議案第5号に係る農地の近接地で畑1筆となり、現在は休耕となっております。譲渡人が高齢となり、今後耕作が不能となったため、当該地での耕作を希望する譲受人に売買することになりました。今後畑として枝豆や黒豆等を作付される予定とされており、申請内容を審査した結果、周辺の農地に影響を及ぼすこともないと思込まれるため、許可相当であると判断をしております。説明は、以上でございます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。
議長	ありがとうございました。ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。荒滝委員、お願いします。

荒滝委員	事務局と5月16日に現地で確認を行いました。申請地は議案第5号に係る農地の近接地で道路沿いから山林側へ30m程入った畑1筆であり、現地は休耕となっておりました。権利移転後は譲受人が枝豆や黒豆を作付けされる予定であり、農地の荒廃防止が見込めることから、許可相当であると思われます。以上です。
議長	ありがとうございました。当案件について何か質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)
議長	質問がないようですので、お諮りします。日程第2、議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご異議はありませんか。
議場	(全員：異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、日程第2、議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。続いて、日程第3、議案第7号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題にしたいと思います。事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	議案第7号の農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明をさせていただきます。本件については農業振興整備区域内にある農用地ということで広島県に農用地から除外することを協議し同意を得たもので、協議を行うにあたり、2月20日に開催された農業委員会において説明をさせていただいた内容から変更はございませんが改めて説明をさせていただきます。場所は議案第5号及び第6号に係る農地の近接地で田30筆、畑4筆となり、現在は休耕となっております。転用目的は資材置場であり、面積は9,994㎡を計画されています。当該地を管理する譲渡人の方々が耕作困難となり、後継者の不在による農地の荒廃化が徐々に進み不安を感じておられる中で、町内で事業所の近くに資材置場の用地を探している譲受人に相談をする機会があり転用を計画されたものです。申請内容の審査を行い近隣農地との利用集積に与える影響がなく、被害防除措置が検討されており問題はないと判断しております。説明は、以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。
議長	ありがとうございました。当案件については、令和7年2月の委員会において説明済みの案件であるため、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告

	ならびに補足説明は省略します。当案件について何か質問はありませんか。
住川委員	資材置場になるということですが、大型のトラック等が進入する経路はどういった計画になっていますか。
事務局	道沿いに隣接している3筆のあたりから道幅6m程の進入路が作られ、川と反対側に回り込んで奥へ進入し、資材が置かれる計画となっています。
議長	他に何か質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)
議長	質問がないようですので、お諮りします。日程第3、議案第7号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご異議はありませんか。
議場	(全員：異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、日程第3、議案第7号「農地法第5条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。 続いて、日程第4、報告第4号「農地法第3条第3項第1号の規定による届出について」、日程第5、報告第5号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」事務局から報告をお願いします。
事務局	熊野町農業委員会事務局規程第7条第2項に基づき、4月の間に専決処分した届出書の受理について、同規程第8条に基づき報告します。報告第4号、農地法第3条の3第1項の規定による届出については、議案23ページから28ページまでのとおり萩原地区で1件です。報告第5号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出については、議案29ページから36ページまでのとおり初神地区で1件、出来庭地区で1件でございました。以上が専決処分した届出書等の報告です。
議長	ありがとうございました。以上で本日の日程はすべて終了しました。会議全般やその他で何かご質問等はないでしょうか。
議場	(全員：質問なし)
議場	無いようですので、事務局から事務連絡をお願いします。
事務局	(事務連絡)
議長	ありがとうございました。次回の農業委員会は6月20日(金)に開催予定です。議案については6月10日(火)以降に事務局から送付予定です。以上をもちまして、令和7年第4回熊野町農業委員会を閉会します。

上記の記録の内容が正確であることを証するため署名する。

議 長 \_\_\_\_\_ 印

署名委員 \_\_\_\_\_ 印

署名委員 \_\_\_\_\_ 印